



# 著作権委員会

(旧デジタルコンテンツ委員会)

・委員数 27名  
・月1回の委員会開催



## 1. 2011年度の活動概要

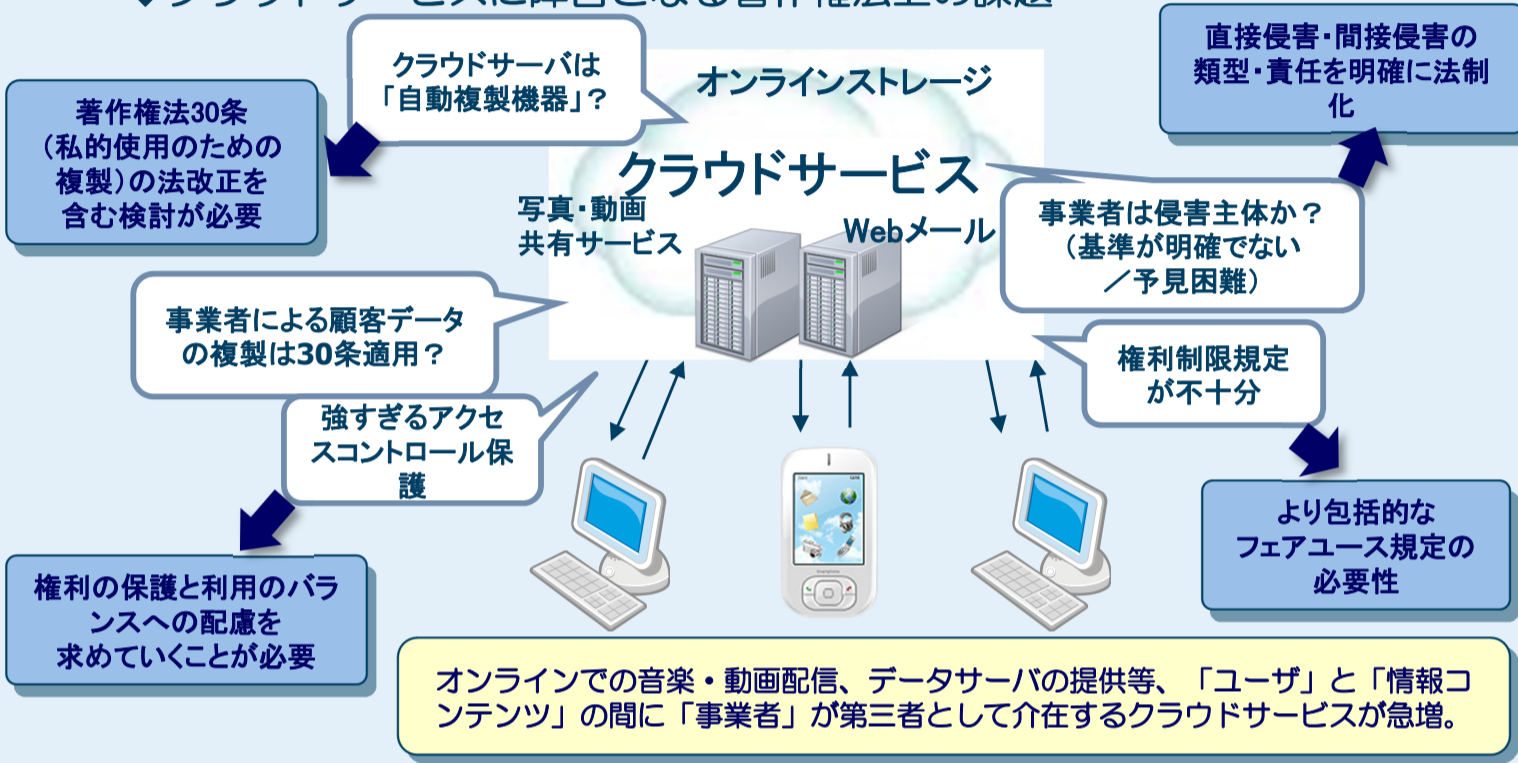
- ①著作権法に関わる判例の研究  
・「まねきTV」事件、「ロクラクⅡ」事件等 ⇒ 両判決を踏まえて、12月度東西部会で「クラウドと著作権」というタイトルで講演を実施
- ②著作権法制度についての調査・研究  
・法改正の動向把握（日本版フェアユース、アクセスコントロール回避規制等）、中国著作権法および関連法令の研究
- ③ネットワーク化時代におけるコンテンツ流通に関する調査・研究（主に電子書籍）  
・「Google Book Search」クラスアクション訴訟の研究、各省庁における電子書籍に係る著作権等に関連する検討状況の調査

## 2. クラウドと著作権

### ◆クラウドサービスに障害となる著作権法上の課題

#### ◆問題の所在

情報コンテンツの流通過程における「事業者」自身が、著作権侵害の「主体」とされる最高裁判決（まねきTV、ロクラクⅡ事件）が出された。「事業者」がクラウドサービスを展開するにあたり、著作権侵害の責任を問われないようにするためには、どうすべきかを考える必要が出てきている。



## 3. 中国著作権法および関連法令の研究

- ・WGメンバーによる中国著作権法および関連法令の調査、理解
- ・日本の著作権法との比較
- ・専門家も交えた検討項目の検証
- ・知財管理への投稿（予定）

### アジア戦略プロジェクトを通じた中国への改善要望（予定）

法域	件名(条文)	現状/問題点	改善要望	備考(別:対応する日本法)
	第10条	日本の著作権法とは違って著作人格権と著作財産権が混在して規定されており、表現や解釈で分かりづらい。 第12号には、情報ネットワーク伝送権が挙げられており、情報ネットワーク伝送権保護条項も定められているが、日本にある「送信可能化権」は中国には存在しないとの解釈が一般的。	著作人格権と著作財産権を別々に規定して欲しい。 送信可能化権の有無が明確になる表現にして欲しい。 「情報ネットワーク」の定義を明確にして欲しい。	著作権法第17条、第2条第1項第9号の5
著作権	第48条	第6号の「複製又は著作物に類似した複製物の制作」に「複製」の定義が不明確である。	「複製」の定義を明確にして欲しい。	著作権法第30条第1項第2号
	第49条	第2項には、権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得の算出が困難である場合は、損害賠償金が50万円以下というキャップが掛かってしまっている。	ペナルティとしては低いのではないかと50万円から増額して欲しい。	実質的損失の算出が困難であるのに、どうして50万円以下なのか根拠も不明である。 最高人民法院の司法解釈で、「50万円を明らかに超えていると証明できたときは超えても良い」というものが出ているらしい。著作権法第49条が改正された2001年よりも経済状況が良かったからか。

## 4. 電子書籍関連

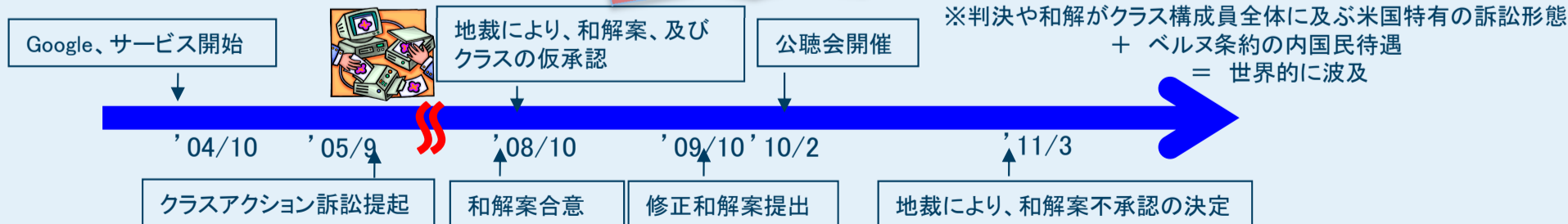
### ◆「Googleブックス」クラスアクション訴訟の調査・研究

#### Googleブックス(図書館プロジェクト)

提携図書館の蔵書を著作権者・出版社に無断でデジタル化

全米作家協会  
全米出版社協会、等

クラスアクション ※訴訟提起



### ◆電子書籍に関連する国内動向の調査・研究

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(文化庁、平成22年12月～)

- ・図書館と公共サービスの在り方
- ・出版物の権利処理の円滑化
- ・出版社への権利付与の要否、要の場合の内容等が審議中

諸外国の著作権法等における出版社の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究」報告書(平成22年度文化庁委託事業)

- ・イギリス等では印刷配列の保護あり
- ・ドイツ等では著作権法中に出版契約規定あり